

青森県報

号外第二十号

平成三十年
三月十九日
(月曜日)

目 次

告 示

○漁場計画……………(水産振興課) …… 一

告 示

青森県告示第二百一十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 西定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先(通称中の淵漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア (青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱(基点西定第1号)から真方位279度30分2,700メートルの点)から真方位189度30分400メートルの点
イ オから真方位9度30分400メートルの点
ウ カ(基点西定第1号から真方位279度30分1,000メートルの点)から真方位9度30分50メートルの点
エ カから真方位189度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越及び大字岩崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

- 1 公示番号 西定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱(基点西定第2号)から真方位25.5度30分3、320メートルの点)から真方位17.3度30分40.0メートルの点
- イ オから真方位35.3度30分40.0メートルの点
- ウ カ (基点西定第2号から真方位24.4度30分1、560メートルの点)から真方位35.3度30分50.0メートルの点
- エ カから真方位17.3度30分50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山及び大字岩崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場垣網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第3号)から真方位19.8度30分1、500メートルの点)から真方位10.8度30分40.0メートルの点
- イ オから真方位28.8度30分40.0メートルの点
- ウ カ (基点西定第3号から真方位19.8度30分50.0メートルの点)から真方位28.8度30分50.0メートルの点
- エ カから真方位10.8度30分50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺及び大字岩崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場沖網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第4号)から真方位198度30分2, 270メートルの点)から真方位108度30分300メートルの点
- イ オから真方位288度30分300メートルの点
- ウ カ(基点西定第4号から真方位198度30分1, 720メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点
- エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字岩崎
 - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びビーラー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・たい・まぐる定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作地先(通称椿山漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字船作椿山西端に設置した標柱(基点西定第5号)から真方位272度30分750メートルの点)から真方位160度30分300メートルの点
- イ オから真方位340度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第5号から真方位272度30分100メートルの点)から真方位12度30分50メートルの点
- エ カから真方位192度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作
 - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びビーラー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・さけ・定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先 (通称黄金崎漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入潤東側に設置した標柱 (基点西定第6号) から真方位316度1, 100メートルの点) から真方位226度400メートルの点
- イ オから真方位46度400メートルの点
- ウ カ (基点西定第6号から真方位316度300メートルの点) から真方位46度50メートルの点
- エ カから真方位226度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においてはその照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・まぐる定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した標柱 (基点西定第7号) から真方位310度30分1, 500メートルの点) から真方位220度30分400メートルの点
- イ オから真方位40度30分400メートルの点
- ウ カ (基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点) から真方位40度30分50メートルの点
- エ カから真方位220度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦、大字広戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においてはその照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第8号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます・定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先 (通称入前漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の淵岩磯に設置した標柱 (基点西定第8号) から真方位323度30分1, 400メートルの点) から真方位233度30分400メートルの点
- イ オから真方位53度30分400メートルの点
- ウ カ (基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点) から真方位53度30分50メートルの点
- エ カから真方位233度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字月屋、大字舟作、大字横磯、大字深浦、大字広戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に連接して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

1 公示番号 西定第9号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・さわら定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先 (通称行合漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱 (基点西定第9号) から真方位306度30分2, 300メートルの点) から真方位216度30分400メートルの点
- イ オから真方位36度30分400メートルの点
- ウ カ (基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点) から真方位36度30分50メートルの点
- エ カから真方位216度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元付に連接して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先(通称追良瀬漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(カから真方位302度30分1, 650メートルの点)から真方位212度30分400メートルの点
- イ オから真方位32度30分400メートルの点
- ウ カ(青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱(基点西定第10号)から真方位286度30分850メートルの点)から真方位32度30分50メートルの点
- エ カから真方位212度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦、大字広戸、大字追良瀬及び大字鬮木
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは観魚の提供を指示した場合はこのに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先(通称籠島漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱(基点西定第11号)から真方位5度30分2, 000メートルの点)から真方位275度30分400メートルの点
- イ オから真方位95度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第11号から真方位5度30分700メートルの点)から真方位95度30分50メートルの点
- エ カから真方位275度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは観魚の提供を指示した場合はこのに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先 (通称江沢漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢川右岸に設置した標柱 (基点西定第12号) から真方位339度3, 400メートルの点) から真方位249度400メートルの点
 イ オから真方位69度400メートルの点
 ウ カ (基点西定第12号から真方位339度1, 700メートルの点) から真方位69度50メートルの点
 エ カから真方位249度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田、鯉ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合にこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛、寛崎沖のコブタイ島に設置した標柱) から真方位234度30分300メートルの点
 イ アから真方位352度30分500メートルの点
 ウ イから真方位82度30分250メートルの点
 エ アから真方位82度30分250メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	さげ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 深浦港西防波堤北東端から真方位19.4度60メートルの点
- イ アから真方位22.3度350メートルの点
- ウ イから真方位98度60メートルの点
- エ ウから真方位65度180メートルの点
- オ エから真方位20度100メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点、イの点、ウの点、エの点及びオの点に、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならぬ。

1 公示番号 西区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび垂下式養殖業 わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 深浦港西防波堤北東端から真方位19.4度60メートルの点
- イ アから真方位22.3度350メートルの点
- ウ イから真方位98度440メートルの点
- エ ウから真方位30.5度180メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならぬ。

1 公示番号 西区第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	さけ・ます小暫式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と最大囲まれた区域

ア 基点西区第4号(深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台に設置した標柱)から真方位350度40分1,040メートルの点

イ アから真方位180度230メートルの点

ウ イから真方位270度510メートルの点

エ オから真方位180度174メートルの点

オ アから真方位270度600メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字礪木、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点、ウの点及びエの点に、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならぬ。

1 公示番号 西区第5号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先

(3) 漁場の区域 次の基点西区第5号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西区第5号 青森県北津軽郡中泊町カメ沢下角に設置した標柱

ア 基点西区第5号から真方位292度30分300メートルの点

イ 青森県北津軽郡中泊町穴間崎に設置した標柱から真方位292度30分300メートルの点

ウ エから真方位322度30分300メートルの点

エ 青森県北津軽郡中泊町折腰内川左岸に設置した標柱

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、字砂山、字浜野、字朝間、字山崎、字鮫貝、字稲荷、字水淵、字坊主沢、字大山長根、字磯沢、字割長根、字整上、字折戸、字長坂、字裏内

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭